

## 家電リサイクル法に係る処分方法の追加のお知らせ(令和4年4月1日より)

ごみの分別・出し方ガイドブック(P14)に記載されている処分方法に鏡野町一般廃棄物収集運搬許可業者が追加されましたので、お知らせいたします

### 家電リサイクル

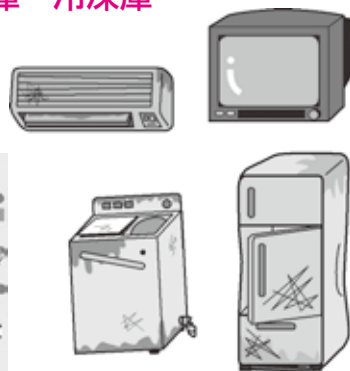
家電製品のうち次の品目は、法律によりリサイクルが義務付けられています。

●エアコン ●テレビ ●洗濯機・衣類乾燥機 ●冷蔵庫・冷凍庫

法律のしくみ(優先順位)

- ①販売店に引き取りを依頼
- ②買い替えならその店に引き取りを依頼
- ③直接、指定引取場所に持ち込む
- ④役場(1)又は一般廃棄物収集運搬許可業者(2)に依頼する ※ガイドブックP14業者一覧参照  
※(1): 2,500円/台 ※(2): 直接お問い合わせ  
※③、④の場合、郵便局で事前に「リサイクル券」を購入してください  
※指定引取場所、日本通運㈱岡山支店 津山営業課  
(津山市昭和町2丁目99-3 ☎0868-23-0202)  
※無許可の回収業者を利用しないでください

リサイクル料金の  
納付が必要です



お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課 担当者: 沼・山崎 電話(0868)54-2780

## 厚生労働省主催「令和4年度慰霊巡拝」について

- 1、趣旨 政府は昭和28年から戦没者遺骨の収集に努力を重ねてきたところですが、本事業の特殊性から全ての遺骨を完全に収集することは事実上不可能であることから、肉親が亡くなった現地で、慰霊・追悼を行いたいという関係遺族の要望に応えるため、旧主戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上等における戦没者、又は旧ソ連・モンゴル地域において抑留中に死亡した者を対象として、慰霊巡拝を行います。

参加希望の御遺族の方は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【遺族の範囲】: 戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪。  
(健康状態が良好である医師の証明書が必要)。

- 2、方針 ・慰霊巡拝は、別に定める選考基準による遺族代表により行います。  
・政府は、参加する遺族代表に旅費の3分の1相当額の補助金を交付します。
- 3、方法 ○慰霊巡拝団は、実施地域の特殊性に応じ必要な班数に分けて実施し、戦没者あるいは抑留中死亡者の所縁の地において現地慰霊を行います。  
○慰霊巡拝団は、実施地域の戦没者又は抑留中死亡者の合同追悼式を行います。
- 4、実施地域名 ①カザフスタン共和国、②イルクーツク州・ブリアート共和国、③ハバロフスク地方・ユダヤ自治州、④インドネシア、⑤中国東北地方、⑥東部ニューギニア、⑦インド、⑧ビスマルク諸島、⑨トラック諸島、⑩ミャンマー、⑪フィリピン、⑫硫黄島
- 5、実施予定時期 令和4年8月～令和5年3月(行先で異なる)
- 6、実施期間 2～12日(行先で異なる)
- 7、参加費用 海外地域20～35万円(硫黄島2～3万円)
- 8、募集予定人員 各地域10～20名(行先で異なる。フィリピン80名、硫黄島は100名×2次)
- 9、申請締切 令和4年5月13日～9月14日の見込み(行先で異なる)
- 10、その他 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、実施を見合わせるなどの判断を行う場合がありますので、予めご承知おきください。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 福祉係 担当: 藤原 電話(0868)54-2986  
または、岡山県保健福祉部保健福祉課 援護班 電話(086)226-7320